

## 令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター） 選定審査実施要領

### 1. 趣旨

本要領は、大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）の募集に際し、優れた経験及び能力を有し適格と判断される者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 概要

- (1) 業務名 大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）業務
- (2) 活動内容 別紙「令和8年度大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（ディレクター）活動内容説明書」による。
- (3) 委嘱期間 令和8年12月1日～令和9年3月31日  
年度ごとに更新し、原則最長3年間とする。

### 3. スケジュール

公募開始（公告日）	令和8年 6月23日（火）
応募書類の提出締切	令和8年 8月14日（金）
一次審査（書類審査）結果通知	令和8年 8月31日（月）
二次審査（オンライン面接）	令和8年 9月中旬 ～ 9月下旬
三次審査（対面面接）	令和8年 9月中旬 ～ 10月上旬
審査結果通知	令和8年10月15日（木）
契約締結・業務開始	令和8年12月 1日（火）
業務完了（年度で都度更新）	令和9年 3月31日（水）

### 4. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 三大都市圏内の都市地域 [ 1 ] または地方都市（条件不利地域 [ 2 ] を除く）に居住する者で、委嘱後 [ 3 ] 大館市に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能な者

1 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

2 条件不利地域とは、次の ～ のいずれかに該当する地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に指定された地域

- 3 委嘱日前に大館市に住民登録をした者は対象外
- (2) 次のいずれかの経験・能力を有する者
- 起業・経営に関する経験・能力
  - 民間企業における新規事業の立ち上げ等に関するコンサルティング・マネジメントの経験・能力
  - 上記、のほか大館市内で起業を目指す大館市ベンチャーラボ地域おこし協力隊（プレイヤー）の支援等に関して適任であると判断される経験・能力
- (3) 高いコミュニケーション能力と行動力、積極性・協調性を有し、地域住民・事業者等と連携して事業推進ができる者
- (4) パソコンの基本操作（Word、Excel、PowerPoint）ができる者
- (5) 委嘱期間終了後も大館市に定住することを検討できる者
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者

## 5．応募方法

- (1) 提出書類（各1部）
- 応募申込書（様式1）
  - 履歴書（任意様式）
  - 志望動機書（任意様式）
- (2) 提出期間 令和8年6月23日（火）～令和8年8月14日（金）
- (3) 提出方法 郵送もしくはWeb提出
- (4) 提出場所 【郵送】〒017-8555 大館市字中城20番地  
大館市 商工課 商工係 宛て  
【Web】[https://www.city.odate.lg.jp/ex/venture\\_lab/](https://www.city.odate.lg.jp/ex/venture_lab/)

## 6．一次審査（書類審査）

- (1) 実施方法  
提出された書類を審査し、応募資格等の確認を行う。
- (2) 審査結果の通知  
一次審査の結果については、令和8年8月31日（月）に電子メールで結果を速報し、かつ、書面で通知する。

## 7．二次審査（オンライン面接）

- (1) 実施方法  
二次審査対象者についてオンライン面接を行い、その内容を審査するとともに、上位3者を選定する。ただし、対象者が3者以下であった場合は、二次審査を省略し、三次審査を行う。

(2) 面接方法

実施場所 WEB会議方式とする。

実施期間 令和8年9月中旬～9月下旬

日時の詳細及びWEB会議の招待は、一次審査の結果通知時に併せて連絡する。

その他 応募者が通知された時間までに参集しなかった場合には、二次審査に参加する意思がないものとみなし、選定の対象から除外する。

(3) 審査結果の通知

二次審査の結果については、実施後10日以内に電子メールで結果を速報し、かつ、書面で通知する。

8. 三次審査（対面面接）

(1) 実施方法

三次審査対象者について対面面接を行い、その内容を審査するとともに、上位1者を選定する。

(2) 面接方法

実施場所 二次審査の結果通知時に場所及び日程等の詳細を連絡する。なお、二次審査を省略した場合には、一次審査の結果通知時に連絡する。

原則として、現地での対面面接とするが、やむを得ない理由により現地への出席が難しい場合には、WEB会議方式を認める場合がある。

実施期間 令和8年9月中旬～10月上旬

その他 応募者が通知された時間までに参集しなかった場合には、三次審査に参加する意思がないものとみなし、選定の対象から除外する。

(3) 審査結果の通知

三次審査の結果については、令和8年10月15日（木）に電子メールで結果を速報し、かつ、書面で通知する。

9. 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(1) 「4. 応募資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

(3) 本実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法その他の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査の公平性に影響を与える不誠実な行為があったと認められる場合

(5) その他大館市が不適格と認めた場合

## 10. 辞退

応募申込書を提出した者が審査を辞退する場合には、電子メール又は郵送で辞退届(任意様式)を産業部商工課商工係へ提出すること。

## 11. その他の留意事項

- ・ 本審査に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- ・ 応募者が1者であっても審査を行い、適当でないと認められる場合には、選定しないことがある。
- ・ 応募者が提出した書類等は、返却しないものとする。
- ・ 本業務の成果品の著作権は、大館市に帰属するものとする。また、契約の相手方は、本業務に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・ 個人情報の取り扱いは、大館市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月27日条例第41号)によるものとする。
- ・ 天災その他やむを得ない理由により、審査を行うことができない場合は、これを延期するものとし、この場合の応募者の損害は、応募者の負担とする。

## 12. 本審査の担当部局

大館市産業部商工課商工係

住 所 〒017-8555 秋田県大館市字中城 20 番地

電 話 0186-43-7071 (商工課直通)

E-mail syoko@city.odate.lg.jp

附 則

(施行期日)

1 この要領は、市長の決裁があった日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。